

文化庁委託「地域文化倶楽部（仮称）の創設に向けた調査研究」より

地域での文化活動を推進するための 「学校施設開放の方針」について

はじめに

文化庁委託「地域文化倶楽部（仮称）の創設に向けた調査研究」では、文化部活動の地域移行を検討するに当たり、地域に向けた体制構築や環境整備について、事例調査の上、検討を行った。その結果、文化活動の活動場所を持続的に確保することが、非常に重要であるとの課題が挙げられた。

各地域において、文化部活動に加えて文化活動が活発になることにより、その活動場所として今後、多くの団体が学校施設の利用を希望することが想定される。地域によっては関係法令に基づき、すでに学校施設開放の方針を策定し、地域住民への学校施設開放が進められているが、本事業では学校の負担軽減と、地域における文化活動での利用促進の観点から、学校施設開放の在り方を検討した。その上で、学校施設の開放に当たり、留意すべき事項について議論し、学校施設開放の方針（例）を取りまとめた。

学校の設置者には、学校施設開放の方針（例）を活用し、「設置する学校に係る学校施設開放の方針」を策定し、更に学校単位で方針を定めていただきたい。学校施設開放が地域や学校の実態に応じて、多様な形で最適に実施され、学校施設開放が地域での文化活動の一つの基盤として持続可能に発展していくことを期待する。

1. 学校施設開放の方針を検討するに当たり留意すべき事項

1.1 学校施設開放事業の定義

文化やスポーツに親しむことを目的に、地域で活動を行う団体に対して学校施設を開放することを、学校施設開放事業と定義する。現在、地域によっては、学校施設開放の利用目的をスポーツ活動に限定しているが、文化活動においても利用が認められるよう、文化及びスポーツ活動の双方に広く開放することが重要である。

1.2 地域での文化活動を推進のための学校施設開放事業の基本的な考え方

学校施設開放事業では、以下の3つの観点が重要であると考えられる。

- 安全管理をしつつ、より多くの学校施設を地域に開放する。
- 学校教育での利用に支障がない開放の方策を検討し、各関係者の理解向上を図るよう努める。
- 運営体制は、既存の組織体制を柔軟に活用し、学校の教員の負担を減らすよう体制を整える。

これらを基本方針とし、学校施設開放事業の検討・実施に努めることが望ましい。

1.3 運営体制

学校が中心となり、学校施設開放事業の運営を行うことは、学校への負担が大きい。そのため、例えば各学校単位で学校、利用団体、教育委員会等の担当部局、地域住民団体等の代表から構成される運営委員会を組織することが、一つの運営体制の案として考えられる。運営委員会において、関係団体間での情報共有や調整の場を確保し、各関係者の理解向上を図りながら、事業を継続的に発展させることが望ましい。なお、学校の負担軽減の観点から、運営委員会の業務は学校の業務として位置づけるべきではない。また、学校関係者以外の者を運営委員長に任命し、承認権限を与えたり、主たる事務業務を任せたりすることも考えられる。運営委員長は交代制で担当することも検討され得る。

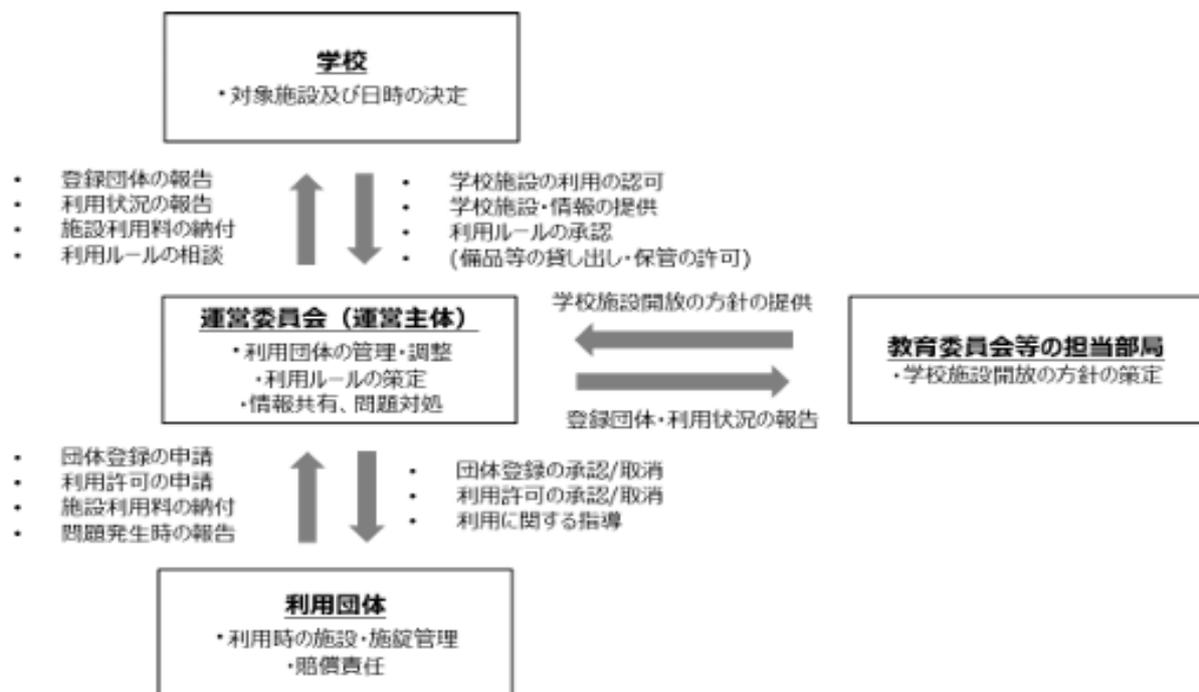


図1 学校施設開放事業の運営体制イメージ

1.4 運営上のルール

1.4.1 利用者の設定

当該地域の子供が文化やスポーツに親しむことを目的として、定期的な活動を行う団体が利用者となる。営利を目的とした活動には、学校施設の利用を認めるべきではないと考えられる。一方、文化活動の提供主体によっては、民間企業による利用を妨げるものではない。運営委員会にて団体登録の条件を定め、適切な管理及び調整が行われることが望ましい。

また、より多くの希望者が円滑に利用できるようにするため、運営委員会への団体登録は、1団体につき1校とし、より多くの団体に利用機会を提供するとともに拠点化を進めるべきである。なお、複数校による合同部活動や拠点校方式による部活動、学校と密接に連携した

団体による活動等においては、本事業による利用ではなく従来の部活動等による利用として位置づけることも考えられる。

1.4.2 対象施設及び日時の設定

学校施設の開放に供する対象施設は、体育施設、多目的教室、特別教室、普通教室並びにホール、ラウンジ等である。これらより学校長が教育委員会と協議の上、指定することで、各学校の実状にあった施設開放を進めることができると考えられる。特別教室や普通教室の開放は、体育施設と比較して容易ではないが、特に文化活動を推進するためには、これらを開放することにより、活動場所の確保がしやすくなる。そのため、子供の安全管理、私物や備品等の管理、また施設管理者である学校の負担に留意しながら、多様な施設の開放を進めることが望ましい。

また、対象となる文化活動で学校施設を利用できる時間帯は、各学校の部活動等の実状に合わせ、平日の放課後以降や休日等となる。従来の部活動及び文化活動、そしてその他の地域の団体それぞれが適切な活動場所及び活動時間を確保するためには、文化活動においても従来の部活動と同様に「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に沿った活動時間を設定することが有効である。

1.4.3 用具及び備品の利用・管理

利用者が活動に用いる用具及び備品は、原則として利用者自身が用意する。ただし、文化活動では楽器等の利用が想定され、学校用具や備品の利用許可により、活動の幅が広がる可能性がある。もしも、利用者が学校備品の利用を希望する場合は、学校長が利用許可を判断する。学校備品を利用する際は、あらかじめ利用者と学校の双方で備品等の種類、状態、保管場所や破損・故障時の責任の所在及び連絡方法を確認しておくことが重要である。

備品等の保管について、利用者は所有する備品を学校には保管せず、各自持ち帰ることを原則とする。ただし大型楽器等の運搬や保管場所の確保が困難であるものについては、学校での保管を希望する場合も想定される。学校で保管する場合には、学校長の許可を受け、学校教育に支障がないように留意し、学校備品との混同を避ける処置を行う等、注意が必要である。

1.4.4 施設利用料の設定

適切な受益者負担による継続的な事業運営のため、利用者が光熱費及び事業運営費等の間接経費の相当額となる施設利用料を負担することが適切である。教育委員会等の担当部局、又は運営委員会が適正な施設利用料を設定し、徴収及び納付等の会計事務を執り行うことが望ましい。

1.4.5 利用時の施設管理、安全管理

利用時には利用者のうちに責任者を定め、責任者が学校施設の安全な利用の確保に努める。運営委員会は利用者に対して緊急時の体制、非常口やAED設置場所を通知し、緊急時の対処方法に関するマニュアル整備やマニュアルに基づく利用者への指導、リスクマネジメント研修の実施等、学校長の指示のもと安全管理上の対策を講じる必要がある。また、施設の施設管理は、運営委員会が学校と協議の上施設管理方法を定め、利用者への指導を行う。施設管理に当たっては、学校の負担を考慮することが求められる。

施設の破損や事故は利用者が責任を持ち、生じた損害を賠償する必要がある。また、利用者本人だけでなく、施設や第三者にも損害が発生する可能性がある。そのため、損害賠償に対応できるよう、全ての利用者に対して傷害保険及び賠償責任保険への加入を義務付けるべきである。

なお、破損や事故の発生時には責任者が速やかに学校及び運営委員会に報告し、運営委員会において関係者への情報共有並びに再発防止に努める必要がある。

※年齢や体重は参考値です。

0～2歳 (体重 10kg 以下)



生活に慣れよう期

まだ体格も小さく体重も軽いので、市販のベビーバス等に対応が可能だと考えられます。医療的ケアの内容にもよりますが、訪問看護師さんと一緒に入浴の練習をしながら、子どもにとっても親にとっても負担のない安全な方法を獲得していきましょう。この時期に大がかりな浴室の改修や福祉機器の導入は必要ないと考えます。まずは医療機器の扱いを含めて、入浴の手順に慣れ、毎日の生活のリズムを整えることが大切だと思います。先輩お母さんからお話を聞いたり、福祉用具のイベント等に参加しながら情報収集に務め、将来のイメージを持つようにしましょう。この時期は入浴を通して、しっかりと子どもの全身管理やコミュニケーションを育む時間をとることを楽しみましょう。



キッチンのシンクにベビーバスを入れて、訪問看護師から医療的ケア等のアドバイスを受けながら入浴。排液やリラックス等、入浴には多くのメリットがあります。



ビニールポット型のオリジナル簡易浴槽。幅広いヘリとお尻止め用のネットで頭と体を支え、姿勢を安定させることができます。かえるのオプ：かえるキッズのお助け隊

3～10歳 (体重 20kg 以下)



つらさ減らし期

この時期になると市販のベビーバスが窮屈になってくる頃だと思います。ベビーバスから頭や足がはみ出してくる場合もあるでしょう。衣装用のプラスチックケースやプラ布ネ(園芸用のプラスチックの船型の入れ物)、ビニールプール等を活用して入浴介助をされているご家庭もみられます。しかし、お湯を入れたり、洗い終わったお湯を捨てたりする作業が意外と重労働になります。子どもにとっては楽しいはずの入浴が、親にとって負担の多い作業になることは避けましょう。ベビーバスよりも少し大きめの浴槽も商品化されています。お風呂環境をしっかりと確認した上で、毎日の生活の中で安全に楽しく続けられる方法かどうか、いろいろ試しながら導入することをオススメします。



浴槽の長さが約 120cm とベビーバスよりも少し大きい。肌にあたる部分の素材はクッション性があり、浴槽内で背角度が変えられます。【開発】北九州 妙々家さん小児用：安國化工機



ユニットバスに置ける最大サイズ全長 135cm の簡易浴槽。頭部と大腿をスリングネットで支え、身長約 145cm まで対応。【開発】北九州 市立総合医療センター：【販売】アビエーブ

10～20歳 (体重 20kg 以上)



抱っこ見直し期

子どもが産まれてから 10 年以上、ずっと抱きかかえ介助で入浴している場合がみられます。抱きかかえ介助は、手軽にサツとできるかもしれませんが、子どもの体重が 20kg 以上になってくると、たとえ慣れているとはいえ、親(介助者)の腰や、ひざに大きな負担がかかってきます。また、長年の蓄積疲労も無視できません。この時期は大きく介助方法を見直すステップアップの段階だと考えます。もし、ひとりで子どもを介助をしているのであれば、ヘルパーさんなどを積極的に利用したり、訪問入浴サービスを使ったり、リフトと言われる福祉機器を試すことをぜひ経験してみてください。今までの介助方法を根本的に見直し、今後に向けて安全に継続的にできる方法を獲得することが大切です。



リフトの吊り具は椅子型を選択。入浴時たんの吸引が必要になるため、吸引器を載せたワゴンを脱衣室に準備。水や湿気弱い医療機器の浴室内利用は原則 NG。



脱衣室と浴室の天井にレールがあれば、1台のリフトで移動できるものもあります。天井走行式リフト(X-Yレールシステム)は昇降範囲が広いので使いやすい。

20歳以降 (体重 20kg 以上)



選択肢増やそう期

子どもが 20 歳以上になっても、介助者ひとりが抱きかかえ介助による入浴をおこなっている場合は要注意です。子どもの視点から見ると抱きかかえ介助のリスクは非常に高いものになります。「入浴介助中に滑って子どもを洗い場に落とした」「抱きかかえ介助をしている時に子どもの頭をドアにぶつけた」等、抱きかかえ介助による事故や事故になりそうな危なかった事はとても多くみられます。自宅の浴室が狭い等の環境が良くない場合は、訪問入浴サービスを利用したり、通所先で機械浴槽を利用したり、リフト等を積極的に活用しましょう。入浴に関する選択肢を増やし、家族以外の介助者に対しても安全に入浴ができる状況を確保することは非常に重要です。



訪問入浴サービスは、看護師を含む3名体制で行われます。必要なスペースは約1坪(2畳)、人工呼吸器を利用している場合は、より安全な入浴方法のひとつです。



通所施設などでは、機械浴槽が導入されている場合があり、より安全に入浴をすることができます。自宅以外でも入浴できる環境を確保することが重要です。

安全

快適 継続

子どもの成長とともに入浴方法は変わります。

ひとりで抱え込まずに主治医や訪問看護師、リハビリテーションの専門職等に相談しながら、子どもの状況や家族のライフスタイル合わせて入浴環境を考えましょう！

「安全に」「楽しく」「続けられる」入浴方法を見つけましょう！

リハビリテーションの専門職等に相談しながら、環境を考えましょう！

訪問入浴支援にかかる事業所数等

【6/25 北川博規 資料③】

R7.6.17調査時点

○障がい福祉サービス

○は、嶺南圏域

市町名	事業所数	居宅 介護	訪問入浴 事業所数		
			県内	県外	計
(対象)	-	児・者	児・者	児・者	-
1 福井市	62	33	2	0	2
2 敦賀市	20	14	0	1	1
3 小浜市	11	9	1	0	1
4 大野市	7	4	1	0	1
5 勝山市	5	2	0	0	0
6 鯖江市	12	10	0	0	0
7 あわら市	7	3	0	0	0
8 越前市	15	7	1	0	1
9 坂井市	13	5	1	0	1
10 永平寺町	5	3	1	0	1
11 池田町	1	1	0	0	0
12 南越前町	1	1	0	0	0
13 越前町	4	3	0	0	0
14 美浜町	1	1	0	0	0
15 高浜町	4	3	0	1	1
16 おおい町	2	2	0	0	0
17 若狭町	5	4	0	1	1
合計	175	105	7	3	10

○介護サービス

市町名	訪問入浴 事業所数
1 福井市	2
2 敦賀市	0
3 小浜市	1
4 大野市	1
5 勝山市	0
6 鯖江市	0
7 あわら市	0
8 越前市	1
9 坂井市	1
10 永平寺町	1
11 池田町	0
12 南越前町	0
13 越前町	0
14 美浜町	0
15 高浜町	0
16 おおい町	0
17 若狭町	0
合計	7

福井県障がい福祉課、長寿福祉課より

更なる役割分担・適正化の推進に向けた取組について

【6/25 北川博規 資料④】



経緯

- 文部科学省は、平成31年の中央教育審議会答申^(※)で示されたいわゆる「学校・教師が担う業務に係る3分類」に基づき、業務の考え方を明確化した上で、役割分担や適正化を推進してきた。

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
<p>①登下校に関する対応 総計: 61.0% (都道府県: 25.5%, 政令市: 85.0%, 市区町村: 61.7%)</p> <p>②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応 総計: 25.8% (都道府県: 17.0%, 政令市: 25.0%, 市区町村: 26.0%)</p> <p>③学校徴収金の徴収・管理 総計: 36.5% (都道府県: 51.1%, 政令市: 40.0%, 市区町村: 36.0%)</p> <p>④地域ボランティアとの連絡調整 総計: 44.6% (都道府県: 25.5%, 政令市: 65.0%, 市区町村: 44.9%)</p> <p>〔※ その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき。〕</p>	<p>⑤調査・統計等への回答等 (事務職員等) 総計: 36.4% (都道府県: 25.5%, 政令市: 55.0%, 市区町村: 36.5%)</p> <p>⑥児童生徒の休み時間における対応 (輪番、地域ボランティア等) 総計: 5.6% (都道府県: 6.4%, 政令市: 25.0%, 市区町村: 5.4%)</p> <p>⑦校内清掃 (輪番、地域ボランティア等) 総計: 16.6% (都道府県: 27.7%, 政令市: 45.0%, 市区町村: 15.9%)</p> <p>⑧部活動(部活動指導員等) 総計: 72.1% (都道府県: 100.0%, 政令市: 100.0%, 市区町村: 71.0%)</p> <p>〔※ 部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置。多くの教師が顧問を担わざるを得ない実態。〕</p>	<p>⑨給食時の対応 (学級担任と栄養教諭等との連携等) 総計: 21.1% (都道府県: 27.7%, 政令市: 45.0%, 市区町村: 20.7%)</p> <p>⑩授業準備 (補助的業務へのサポートスタッフの参画等) 総計: 68.2% (都道府県: 61.7%, 政令市: 100.0%, 市区町村: 68.0%)</p> <p>⑪学習評価や成績処理 (補助的業務へのサポートスタッフの参画等) 総計: 38.9% (都道府県: 36.2%, 政令市: 80.0%, 市区町村: 38.5%)</p> <p>⑫学校行事の準備・運営 (事務職員等との連携、一部外部委託等) 総計: 49.1% (都道府県: 59.6%, 政令市: 90.0%, 市区町村: 48.3%)</p> <p>⑬進路指導 (事務職員や外部人材との連携・協力等) 総計: 11.4% (都道府県: 89.4%, 政令市: 40.0%, 市区町村: 9.0%)</p> <p>⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応 (専門スタッフとの連携・協力等) 総計: 97.2% (都道府県: 100.0%, 政令市: 100.0%, 市区町村: 97.0%)</p>

赤字の数値は、「令和4年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」の結果
 ※新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)(第213号)(平成31年1月25日)